

平成28年度京都府相談支援従事者現任研修 開催要綱

1 趣旨

委託及び指定相談支援事業所において相談支援専門員としてケアマネジメント業務に従事しており、一定の経験を有する者を対象として、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援を行うための援助技術、支援方法等の資質向上を図ることを目的として開催する。

2 主催 京都府

3 研修実施主体 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 定員 150名

※定員を超える申し込みがある場合は、資格取得年度を考慮して、受講者の調整を行うことがあります。

5 資料代 3,000円

6 受講要件

平成23年度以降に相談支援従事者初任者研修(6日コース、または*3日コース且つ演習コース等)を修了し、**相談支援専門員の資格を取得した者**で、以下の(1)又は(2)の要件を満たす者とします。

*相談支援従事者初任者研修3日コースのみの修了の場合、相談支援専門員の資格を取得しておりませんので本研修の参加対象とはなりません。3日コースと併せて演習コースを修了されていることが必要です。

- (1) 委託及び指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置されている者(ケアマネジメント業務を行っている者)
- (2) 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所等で、今後相談支援を実施する具体的な予定のある事業所に所属する者

※平成23年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、修了後、本研修を受講していない方は、今年度、研修を受講する必要があります。

※この研修では受講者に受講通知時に予め示した事前課題の作成を課すこととしています。

7 研修期日・会場

日数	期日	会場
1日目	平成29年3月10日(金)	ホテルルビノ京都堀川2階「みやこ」
2日目	平成29年3月23日(木)	
3日目	平成29年3月24日(金)	

※プログラム内容については、別表のとおり

8 受講申込方法及び受講の可否について

(1) 受講申込方法

別添受講申込書に必要事項を記入の上、①相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し、及び②過去に相談支援現任研修受講済みの場合は現任研修の修了証書も併せて添付し平成29年1月9日(月)必着までに京都府福祉人材・研修センター研修課宛に郵送でお申し込みください。

(市町村担当課での取りまとめではありませんので御注意ください。)

(2) 受講の可否について

平成29年2月10日(金)までに受講可否の御連絡をいたします。2月17日(金)になっても受講の可否について連絡がない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。

9 修了証書について

研修修了者には京都府から、修了証書が交付されます。

欠席・早退・遅刻その他受講態度が著しく不良な場合、また受講通知時に提示する課題の提出が認められない場合、修了の認定はできません。

(課題内容については後日、受講通知時にお知らせします。)

10 その他

(1) 昼食について

昼食は各自で御用意願います。

(2) 事前課題について

受講決定時に予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。

詳しくは、受講決定通知の際にお知らせします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

「参加申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、各市町村役場に申込及び修了の状況等を通知しますので御承知おきください。

11 問い合わせ先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入るハートピア京都B1F

京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課 (担当: 篠村)

TEL (075) 252-6296 / FAX (075) 252-6312

<お知らせ>(次年度)平成29年度の相談支援従事者現任研修の日程(予定)について

7月中旬から8月中旬にて検討しています。

【具体的な日程等は次年度要綱(平成29年4月中旬以降に案内予定)にて確認願います。】

※平成24年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、修了後、現任研修を受講していない方は次年度(29年度)に現任研修を受講する必要があります。